

## 令和6年度「道路情報の電子化」に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行において、特殊車両通行許可制度における審査の迅速化、また、特殊車両通行確認制度の利用向上に向け、国土交通省に対して優先的に「道路情報の電子化」(道路情報便覧への収録)を図る区間について、関係行政に対して要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。

要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

### 1. 対象区間

道路法の適用となる次の①～④の道路において、特殊車両の通行のため道路関係情報のデジタル化(道路情報便覧への収録)を希望する区間が対象となります。

- ①高速自動車国道
- ②一般国道
- ③都道府県道
- ④市区町村道

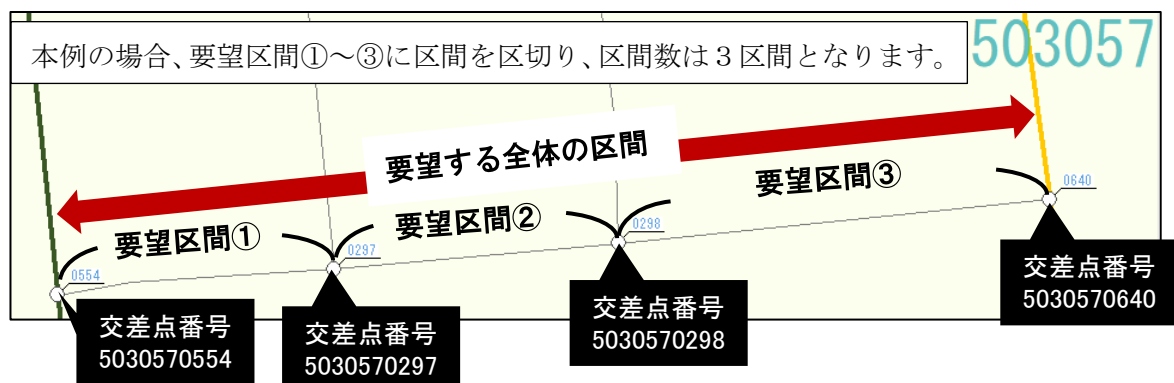
注：本要望は、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行制度に係る道路が対象となり、道路法の適用外となる道路は、本要望の対象となりません。  
例、臨港道路(港湾道路)、農道、林道、私道等

### 2. 要望区間数の上限

要望区間数の上限は**1事業所あたり100区間\***とします。

※1区間＝隣り合う交差点番号間を指します。(未収録交差点番号を含む。)

<区間数の数え方>



要望区間が未採択道路（道路情報便覧上で線形の表示がない道路）の場合は、該当する路線ごとに要望する始点から終点までを1区間と数えます。

### 3. 提出ファイル

- ・提出は下表のファイル形式に合わせた電子ファイルを提出して下さい。
- ・ファイルの作成方法は、入力例や「提出ファイルの作成手引き」を参照して下さい。

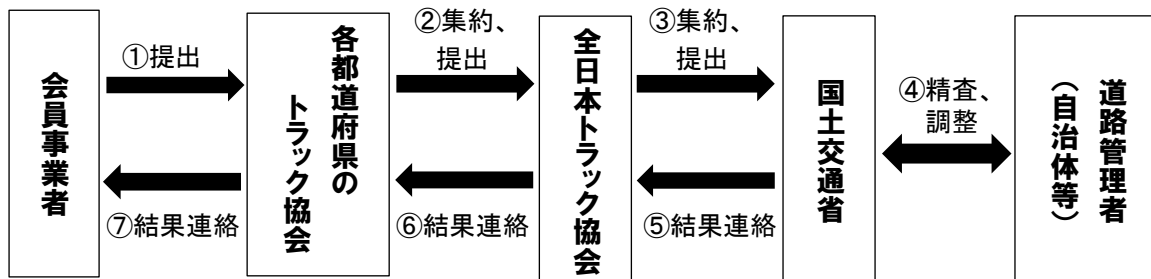
	ファイル種別	ファイル形式
①	要望提出票	Excel ファイル
②	①の要望区間に該当する道路情報便覧付図等の地図	PDF ファイルや地図画像等を Word ファイルに貼付した電子ファイル

### 4. 提出先／提出締切日

所属の各都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。

各都道府県トラック協会から全日本トラック協会への提出は6月20日を目途としています。各都道府県トラック協会ではそれより前に締め切られますのでご注意ください。

### 5. 要望の流れ



要望結果は当年度の3月(予定)に各都道府県トラック協会を通じてご連絡します。

<本件の問い合わせ先>

○全般について

(公社) 全日本トラック協会 企画部 道路企画室 TEL:03-3354-1068

○提出先／提出締切日について

所属の各都道府県トラック協会